

船橋市中小企業融資資金

利用者名・代表者名・商号・所在地等変更報告書

令和 年 月 日

船 橋 市 長 あて

銀行 ・ 信用金庫 支店

担当者氏名： _____

1	資金利用者名 (変更前)	(法人名・個人事業主名)
2	変 更 日	令和 年 月 日
3	変更した項目	◆ 該当項目を丸で囲んでください。 1. 法人名 2. 商号 3. 代表者名 4. 個人から法人成り 又は 法人から個人成り 5. 本社の所在地が船橋市内で移転 移転先電話番号： _____ () - _____ 6. 営業所所在地が船橋市内で移転 移転先電話番号： _____ () - _____ 7. 本社・営業所が船橋市から転出 移転先電話番号： _____ () - _____ 8. 事業所廃業 9. その他 (_____) ※変更の履歴が分かるものを併せて提出してください。 (例：商業登記簿謄本(履歴事項証明書)、印鑑証明書、住民票、印鑑証明書、 個人事業の開業・廃業等届出書 など)
4	船橋市から 転出の場合	上記「7. 本社・営業所が船橋市から転出」の場合、船橋市に 支店・事業所・営業所・事務所等を残して(または別に設置して) 船橋市内で事業を継続しますか。 ☐はい/ ☐いいえ 「はい」の場合、事業継続所在地を下記に記入してください。 船橋市： _____ ※本社(個人の場合は住所)が船橋市外にあり、支店・事業所・営業所・ 事務所等が船橋市内にある場合、本市においても市民税(法人の場合 は法人市民税)の納税義務があります。納税がない場合は利子(保証料) の補給はできません。

注意事項

- ◆ この報告書は、毎月5日までに「船橋市中小企業融資資金現況届」に添えて船橋市役所商工振興課
経営労政係に提出してください。ただし、12月中に変更した事項については早急に随時報告して
ください。その際は現況届の添付は不要です。(FAX可)
- ◆ 船橋市内に支店・事業所・営業所・事務所等がある方で変更事項があった場合は裏面の誓約書をご
記入ください。

市税納付状況の調査承諾及び 融資決定後の書類の金融機関による提出の承諾について

1. 船橋市中小企業融資制度資金の融資、また、融資実行後に利子及び保証料の補給金を受けるにあたり、要件となる市税滞納の有無確認のため、私（上記申請者）の市税全般に係る納付状況を調査することを承諾します。
2. 上記取扱金融機関が、船橋市中小企業融資制度資金の融資実行後に、利子及び保証料の補給金額を算出・確認するために必要な書類（「返済予定表」・「保証料のお知らせ」・「利子補給額計算書」）を船橋市に提供することを承諾します。

住所（所在地）

名称（法人名または屋号）

氏名（代表者名）



船橋市受付印欄		船橋市記入欄	
		登録番号	
		(該当番号を丸で囲むこと) 1. 要口座登録変更。登録書送付済。 2. 口座登録書の送付は不要。	
		変更入力日	年 月 日
		入 力 者	